



投票公報

大阪市における 特別区の設置についての投票

投票は午前七時から午後八時まで

めっちゃ危ない「都構想」

反対しないと失敗のツケは「子」や「孫」が払うことに

「都構想」の細かいこと、あなたは知っていますか？ 中身を知らないのに、賛成できますか？

世論調査ではいまだに7割の人が「説明不足」と答えています。

いつまでたってもわかりにくい「都構想」には、わかりにくい理由があるのです。あなたはいくつの真実を知っていますか？



「都構想」のとんでもない真実

※知っている項目に ☒ を入れてください。

超入門編

新しい住所…
正大阪府〇〇〇〇区
正大阪市〇〇〇〇区

- ☐ 大阪府は「大阪都」にはなりません。
- ☐ 住民投票は「特別区設置協定書」の是非を問うものです。
→ 横下市長の人気投票ではありません。
- ☐ 住民投票の対象は「大阪市民だけ」
→ 府民には住民投票はありません。都構想で不利益を被るのは大阪市民だけからです。
- ☐ 大阪府が廃止され、特別区が設置されると、二度と元には戻れません。

問題点1

二重行政の
削減どころか
膨大なコスト

効果よりはるかに大きなムダ

- ☐ 二重行政の削減効果額、4000億円/年と
言っていたのは根拠のない幻でした。
→ 4000億円/年が1億円/年に。
※第6回「特別区設置協議会」資料より
- ☐ 特別区の設置に伴う
コストが600億円もかかります。
→ 新庁舎建設やシステム改修に膨大なコストが。
※第17回「特別区設置協議会」資料より

財政効果額
4000億円
↓
わずか1億円

問題点2

特別区は「村」よりも格下、
市税の3/4が大阪府に
取り上げられます。

不利益は市民（特別区民）だけに

- ☐ 特別区は権限・財政も「村」よりも格下
→ 府（都）の支配を受ける自治体。
- ☐ 大阪府税の3/4にあたる固定資産税、
法人市民税などが大阪府に取り上げられます。
→ 自主財源は1/4に、取り上げた3/4の一部を特別区に還すとなっていますが、
割合・配分は決まっています。
→ 大阪府の条例で決まります。特別区に戻る保証はありません。
- ☐ 市域（特別区域）の住民の意見は反映されません。
→ 大阪府域に占める大阪市域の人口は約3割しかなく、
市域（特別区）の住民の意見は反映されなくなります。
→ 東京都は約7割が23区内に集中、大阪とは状況が違います。

問題 だらけの 協定書

協定書は
ブラックボックス

- ☐ 一部事務組合で「二重行政」、都区協議会で更に混乱します。
→ ニアズベターどころか、市民から遠い構造的組織や制度。
→ これこそが、都構想の「ブラックボックス」。
- ☐ 協定書の具体的な中身はほとんど決まっています。
→ まるで知事・市長への「白紙委任」を求める住民投票です。

あなたはいくつの「真実」を知っていましたか？
すべての真実を知り、納得できなければ

「反対」の投票を!

大阪市廃止・分割

市民サービスが大きく低下 大阪市廃止・分割のデメリット

大阪市ではできていたことが特別区ではできなくなる!

- 1 高度で専門的なサービスの提供ができなくなります。
→ 児童相談所、認知症高齢者支援などの高齢者施策、発達障がい者支援など
- 2 お金がないから、各区長の判断により、
事業や施設が廃止・見直しされます。
→ 敬老優待バス制度、保育料補助、就学援助、子ども医療費助成制度などの
福祉や子育て支援施策、中学校給食、商店街・中小企業対策、ごみ収集の有料化など
→ 特別区の支所（現在の行政区役所）も維持できない。
- 3 特別区域を越えて施設の利用ができなくなります。
→ 保育所、幼稚園、学校、市営住宅、特別養護老人ホームなど
- 4 重要な街づくりの権限が減らされ、
選挙で選ばれた区長であっても、
やりたい街づくりができなくなります。
→ 都市計画、防災事業や災害時の復興事業など
- 5 一部事務組合には住民の意見は届かなくなります。
→ 国民健康保険料・介護保険料の値上げ、水道料金の値上げなど

市民に新たな負担が…

- 住所印、封筒、看板、名刺、運転免許証、
銀行カード、各種届出、登記、カーナビ、
スマホ、GPS、名簿・顧客システム など
新しくしなければなりません。市民・企業・団体などにどれだけの負担が
発生するか、全くわかりません。これらは、すべて自己負担です。

「都区制度」や 「都市制度」の専門家も《否定》

森 裕之 立命館大学教授
「大阪府と特別区間の財政競争」とともに、もともとは
同じ大阪府であった各特別区の間でも財政をめぐる
競争が激化が恒常化していった。」
「特別区の財政問題—住民サービスの低下は運
けられない」～『市政研究』2015年9号20

澤井 勝 奈良女子大学名誉教授
「市民からすると、最大の権限を持つ大阪府と資
格な特別区の間に、何を考えているかわからない
かなど大きな第三の存在（一部事務組合）が生ま
れ、」
「逃走する大阪都構想—派手な旗手を負う地
のつながら」～『現代の政治』2014年5/120

高野 昇三 甲南大学名誉教授
「大阪都構想は、府県集権主義と市町村主権主
義のたかひであり、大阪都の実現は、地方自
治の死滅である。」
「大阪都構想と地方自治
の保証」～『公人の友』2012年20

森地 明 「都政新報」編集長
「18年間、東京の都区制度を取付けた一
人として、大阪で都区制度を考案しようとする試み
は、滑稽でしかなかった」～『月刊』4「都政新報」20
の保証」～『公人の友』2012年20

※ 反対派の紙面です。（代表者川崎氏）